

会員各位

近畿税理士会 和歌山支部 支部長 坂本忠進

令和5年度 拡大支部懇談会(R5.8.2開催)について、下記のとおりご報告いたします。  
 よろしくお願いたします。

## 和歌山税務署からの周知・依頼事項

事務 系統	内 容																																	
総務	<p><b>1 税理士業務の適正な運営の確保</b></p> <p>税理士法第1条では、「独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定されるなど、「公正的使命」を持つ、税理士の方々の役割が極めて重要と考えております。</p> <p>一方で、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われており、税理士法の内容を正しく理解していただき、税理士法違反とならないよう、引き続き、国税庁ホームページに掲載しております「<u>税理士関係法令等Q&amp;A</u>」等を倫理研修等で御活用いただきますようお願いいたします。</p>																																	
	<p><b>2 租税教室の開催状況について</b></p> <p>○ 令和5年度 開催状況等 (単位:校・回・%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>54</td> <td>26</td> <td>14</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開催校数</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開催回数</td> <td>45</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>開催割合</td> <td>87.0%</td> <td>11.5%</td> <td>0.0%</td> <td>53.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内書きは、和歌山支部からの講師派遣を示す。(令和5年7月末現在)</p> <p>別添1「令和5年度 租税教室の実施状況等について」(P1) 参照</p>	区分	小学校	中学校	高等学校	合計	学校数	54	26	14	94	開催校数	24	2	0	26	47	3	0	50	開催回数	45	5	0	50	84	6	0	90	開催割合	87.0%	11.5%	0.0%	53.2%
	区分	小学校	中学校	高等学校	合計																													
	学校数	54	26	14	94																													
	開催校数	24	2	0	26																													
		47	3	0	50																													
	開催回数	45	5	0	50																													
		84	6	0	90																													
	開催割合	87.0%	11.5%	0.0%	53.2%																													
	<p><b>3 税務行政DXについて</b></p> <p>本年、6月23日に公表されました「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」におきまして、税務行政に関わる各プレイヤーとして「税理士」が挙げられております。</p> <p>関係者と連携・協力しながら、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションを推進していくという方針が示されており、このような観点からも、連絡・協調が重要な役割を果たすことから、e-Tax、キャッシュレス納付、スマホ申告等の税務行政DXに向けた取組について、御理解と御協力のほど、お願いします。</p>																																	

事務 系統	内 容
管理 運営	<p>○ <b>税務署の内部事務のセンター化</b></p> <p>税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記のとおり設置しています。</p> <p>※ <u>内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>大阪国税局業務センター阪神分室</b></p> <p><b>661-8525      尼崎市若王寺3丁目11番46号</b></p> </div> <p><b>【御留意いただきたい事項】</b></p> <p><b>1 センターへの申告書・申請書等の提出</b></p> <p>(1) 税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いします。</p> <p>① e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり、<u>所轄税務署へ送信</u>願います。</p> <p>② 書面により提出する場合は、<u>センターへ直接郵送</u>願います。</p> <p>※1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記のとおりです。</p> <p>※2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。</p> <p>※3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。</p> <p><b>2 センターから納税者・税理士の皆様への問合せ</b></p> <p>センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合わせさせていただくことがあります。</p> <p>※ <u>センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。</u></p> <p><b>3 従来どおり所轄税務署で行うもの</b></p> <p>(1) 納税証明書の交付</p> <p>納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「<u>納税証明書交付請求書在中</u>」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求をぜひ御利用ください。次ページ参照ください）。</p>

事務 系統	内 容
管理 運営	<p>(2) PDFファイルによる電子納税証明書のオンライン請求について</p> <p>パソコン、スマホ及びタブレット端末から e-Tax を使って、納税証明書の交付請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非御利用ください！！</p> <p>① パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。</p> <p>② 受領した電子納税証明書（PDFファイル）（※）は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。</p> <p>※ 電子納税証明書（PDFファイル）をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）が配信されてから 90 日間です。</p> <p>③ 手数料が書面による請求に比べ安価（通常 400 円⇒ 370 円）です。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> <p><b>具体的な説明は</b> Web-TAX-TVで！！</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>電子納税証明 はこちら</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>(3) 現金による国税の納付</p> <p>自宅やオフィスから納付可能な<u>キャッシュレス納付</u>も御利用いただけます。ぜひ御利用ください。（<u>振替・電子納付・ダイレクト・クレジット・スマホアプリ</u>）</p> <p>国税のキャッシュレス納付手続について、利用手順のマニュアルを掲載しています。</p> <p>また、YouTube「国税庁動画チャンネル」に、「はじめよう！ダイレクト納付！」と題して、ダイレクト納付に必要な事前手続とダイレクト納付の操作方法を分かりやすく説明した動画を全 3 本のシリーズで掲載していますので、是非御覧ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>キャッシュレス納付 の詳細はこちら</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>(4) 面接による相談等の窓口対応</p> <p>面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います（電話による税務相談は、まずは国税局電話相談センター（所轄税務署へ電話し、音声案内に従い「1」を選択）までお問い合わせください）。</p> <p>※ <u>上記の取組は、納税者の方皆様の所轄税務署を変更するものではありません。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p><b>書類等を税務署の担当者宛に郵送される際は、担当者宛名を必ず記載ください。（記載がないと一旦センターへ送付されます。）</b></p> </div>

事務 系統	内 容
徴収	<p><b>1 期限内納付について</b></p> <p>関与先が期限内に納付されるよう、納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、納付の御指導をお願いいたします。</p> <p>なお、新たに消費税課税事業者となられる方に対しましては、別添リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」を御活用いただき、計画的な納税資金の準備など、期限内納付の御指導をお願いいたします。</p> <p>また、納付方法の検討に当たっては、是非、ダイレクト予納、ダイレクト納付の御利用を検討いただきますよう併せて御指導方よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p><b>別添2「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」(P2) 参照</b></p> <p><b>別添3「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」(P4) 参照</b></p> <p><b>別添4「ダイレクト納付で業務効率化！」(P6) 参照</b></p> <p><b>2 粉河署管内の納税に関する御相談について</b></p> <p>粉河署管内の納税者に対する納付相談等（滞納整理に関する業務）につきましては、和歌山署の徴収部門職員が行っています。</p> <p>納税に関する御相談を希望される場合は、次の専用ダイヤルに御連絡ください。</p> <p><u>粉河署 徴収担当 専用ダイヤル 0736-73-4154</u></p>
個人	<p><b>1 記帳指導について</b></p> <p>記帳指導方法 — 個別指導方式</p> <p>記帳指導対象者 — インボイス登録事業者でかつ令和5年分新規消費税課税事業者</p> <p>記帳指導担当税理士 — 9名</p> <p><b>2 オンライン相談について</b></p> <p>令和4年分の確定申告期に、無料相談会場と税理士事務所等をPCで繋いだ「オンライン相談」を和歌山署において実施しました。</p> <p>オンライン相談については、デジタル化の進展と新型コロナウイルス感染症を巡る現下の状況を踏まえ、国税局と近畿税理士会との協議の場において、実施署の拡大が検討されております。</p> <p>今後、署と支部においても協議させていただきたいと考えておりますので、御理解・御協力方よろしくお願ひします。</p> <p><b>3 通年的なスマホ申告の積極的な誘導について</b></p> <p>マイナンバーカードの普及拡大状況やID・パスワード方式が暫定的な措置であることを踏まえ、マイナンバーカード方式を基本とした申告指導に取り組みます。</p> <p>また、決算書等もスマホで作成を指導し、決算書等の入力データ翌年以降に引き継がれることで、自宅等e-Tax申告の利便性が向上し、デジタル化の進展に寄与するものと思料しておりますので、御理解・御協力方よろしくお願ひします。</p>

事務 系統	内 容
資産	<p>○ <b>相続税e-Taxの普及・拡大に向けた取組</b></p> <p>相続税e-Taxによる申告書等の提出について、御利用いただきありがとうございます。</p> <p>今年度相続税e-Tax利用率の目標値を40%に設定しています。しかしながら、令和5年4月末時点における大阪局の利用率は、29.1%（全国平均35.7%）となっています。</p> <p>なお、和歌山税務署の利用率は、22.5%となっています。</p> <p>国税庁ホームページにおいて、パンフレット、Q&amp;Aを掲載させていただいておりますので、御参考としてください。</p>
法人	<p><b>I 法人課税等関係</b></p> <p><b>1 適格請求書発行事業者の登録申請に関する周知依頼</b></p> <p>適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の円滑な導入に向けて、適格請求書発行事業者の早期申請など、日頃からの御協力に改めてお礼申し上げます。</p> <p>大阪局及び和歌山署管内の課税事業者数（令4.4.5時点）に占める登録者の割合（速報値、概数）について、令5.6末現在は、</p> <p>① 大阪局 87%（個人73%：法人96%）</p> <p>② 和歌山 85%（個人73%：法人95%）</p> <p>という状況であり、導入まで残り3月を切った現在においても、一部の方が未登録となっております。</p> <p>未だに申請のない顧問先（課税事業者）につきましては、早急に登録申請の意思を御確認いただき、登録をされる際は、書面ではなく、登録までの期間が短いe-Taxによる提出をお願いします。</p> <p>意思を御確認いただく際の情報として、今般の税制改正に関するリーフレット及び「YouTube国税庁動画チャンネル」の「フワちゃんと学ぼう！インボイス制度」等を用意しておりますので、御活用いただければと思います。</p> <p>なお、幅広い事業者の方に制度への関心・認知を広げる取組として、令和5.4末～6末に、制度に関係する可能性のある事業者の方へ、税制改正の内容等の説明文書等のDM送付及びe-Taxメッセージボックスへメッセージを格納しております。</p> <p>今後は、8月以降も月複数回の説明会の開催を計画するほか、説明会と併せて（終了後に）、登録を検討している事業者の方に寄り添った対応として、登録要否相談会の開催を予定しております。</p> <p><b>2 完全e-Taxの普及・定着に向けた取組</b></p> <p>e-Taxによる申告書等の提出について、積極的に御利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>今事務年度につきましても、法人税の申告書に係る添付書類も含めたe-Taxによる提出（完全e-Tax）の普及・定着を目指しております。</p> <p>各種別表及び内訳書を含めた全ての申告書等をPDF形式（いわゆる画像）データでは無く、文字及び数値形式によるデータにて提出（送信）いただく、「完全e-Tax」への御協力をお願いします。</p>

事務 系統	内 容
法人	<p>なお、国税庁が提供しております「標準フォーム」を使用して作成したCSV形式による財務諸表のデータをe-Taxソフトに取り込み、送信する方法について、国税庁のe-Taxホームページに、ポイントまとめた動画（YouTube）を掲載させていただいておりますので、御参考としてください。</p> <p>また、引き続き個別勧奨をさせていただく予定をしておりますので、その際は、御協力をお願いします。</p> <p>加えて、税務調査等で提出をお願いした資料（調査関係種類）についても、e-Taxによる提出が可能となっており、移動時間の短縮等の点において、有効なアイテムかと思われまますので、活用いただければと思います。（別添7「e-Taxによる調査関係書類の提出」（P14）参照。）</p> <p><b>3 事前予約制度等</b></p> <p>法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税等に関する相談については、事前予約制としております（別添8「税務署からのお知らせ」（P16）参照）。</p> <p>個別具体的な内容（取引）についての相談及び電話での問答が困難な相談を希望される方は、御予約の上で来署いただきますよう、周知をお願いします。</p> <p><b>II 源泉所得税関係</b></p> <p><b>1 源泉所得税の納付指導（未納整理）</b></p> <p>源泉所得税の納付の確認できない方又はその顧問税理士の方に対して、国税局源泉事務センター又は税務署から、電話による納付指導を行っております。</p> <p>顧問先の方からお問い合わせがございましたら、御協力をお願いいたします。</p> <p><b>2 所得税徴収高計算書の送付部数</b></p> <p>令和5年分から、年末調整の時期に送付させていただいている所得税徴収高計算書の送付部数が増えになります（別添8「税務署からのお知らせ」（P16）の下段「年末調整に関するお知らせ」参照）。</p> <p>「税務署からのお知らせ」は、改正税法のパンフレットに同封しておりますが、重ねて納期の特例を受けていない顧問先に周知いただきますよう、よろしく申し上げます。</p>

## 近畿税理士会 和歌山支部から

### 租税教室への取組みについて

問 1 和歌山支部

コロナウイルス感染症が終息されつつある現時点では、租税教室も再開され ZOOM 等新たな方式による開催もされています。これらは、感染症対策だけでなく、講師不足にも有効と考えますが、今後の租税教室のあり方として、ICT方式の導入に対する考えをお聞かせください。

(回答) 署

ICT導入については、機械等ハード面での整備が追いついておらず、令和5年度予算についても決まっていません。

またwebでは講義内容が相手に伝わりづらいというデメリットもあります。

特に小学校では、疑似体験など対面での講義が好評であったこともあり、今後はハイブリッド形式での講義を計画しています。

問 2 和歌山支部

これまでの小学生に対する租税教室中心の考え方ではなく、中学生及び高校生に対する租税教室を中心に開催したいという意向をしていますが、令和4年度までの和歌山の状況をみると、中学校及び高等学校での開催が少ないように感じています。令和5年度における中学校及び高等学校からの租税教室の依頼状況とその働きかけの取組み状況について教えてください。

(回答) 署

働きかけは行っていますが、検討中との回答でした。

コロナ渦で止まっていた行事の消化で過密スケジュールとなっており、現在は租税教室を含む外部スケジュールの選択を行っているところであるようです。

今後も継続して働きかけを行う予定です。

令和5年8月2日

懇談会資料  
【別添】

令和5年度 租税教室の実施状況等について

Table with columns for school types (小学校, 中学校, 高等学校, 専門学校), implementation status (R01-R05), and implementation ratio. Includes a summary table for staff and costs.

※専門学校除く

○小学校

Table for elementary schools (小学校) with columns for No., school name, implementation years (2-5年度), staff, and dates.

○中学校

Table for middle schools (中学校) with columns for No., school name, implementation years (2-5年度), staff, and dates.

○高等学校

Table for high schools (高等学校) with columns for No., school name, implementation years (2-5年度), staff, and dates.

○専門学校

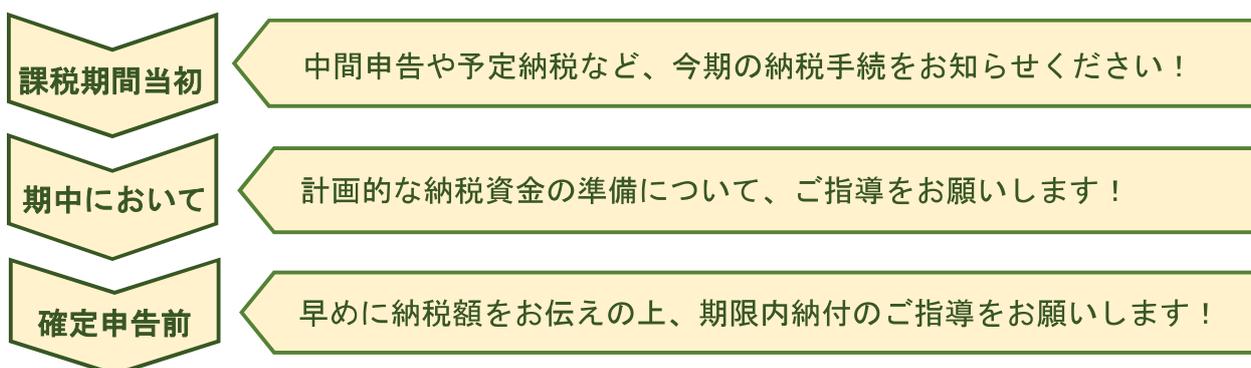
Table for vocational schools (専門学校) with columns for No., school name, implementation years (2-5年度), staff, and dates.

●は、職場体験学習を受け入れた生徒を講師とする租税教室
△は、租税教室開催予定
財務コラボ
選管コラボ

## 税理士の皆様へ

# 期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



## 課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
  - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

## 期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
  - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
  - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



国税庁

## 確定申告（納期限）前の納付指導

### □ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

### □ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### □ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

## 期限内納付が困難な場合の納付指導

### □ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

### □ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

# 消費税及び地方消費税の

# 納税は期限内に



**消費税及び地方消費税の税率は、10%です**(注1)。

**基準期間**(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、**課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓↓↓

**課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!**

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>



国税庁 消費税

🔍 検索

便利な  
納付方法は  
裏面へ

## 簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



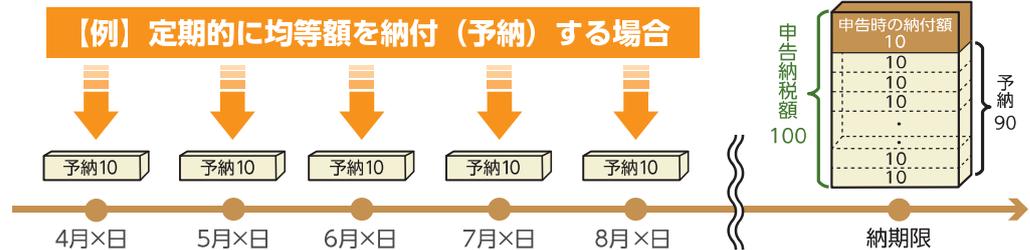
詳しくはこちら→

### ■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



## 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

## 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

## 軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

**【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)**

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

## 納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。**【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)**



詳しくはこちら↑

税金の納付は

簡単・便利な

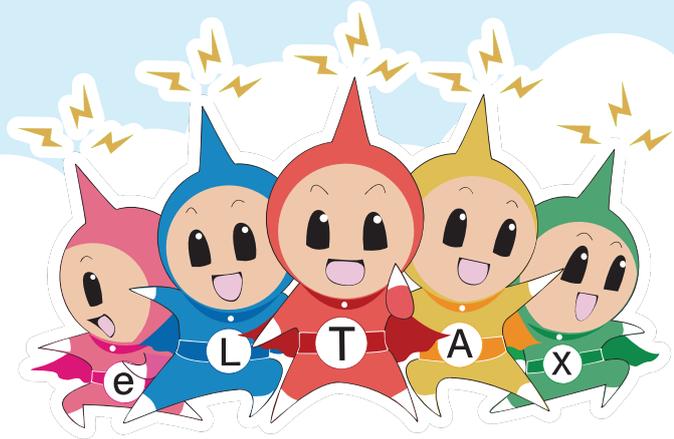
# ダイレクト納付で 業務効率化！

## ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：イータ君



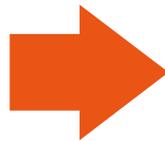
eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

## BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



## AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





## ダイレクト納付を始めるには？

### 国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✔ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✔ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！  
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

### 地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✔ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✔ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀ 詳細はこちら

※地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



## ダイレクト納付の利用方法

### 国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

#### 4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP  
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp/>

### 地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

#### 4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk  
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

法人番号	_____
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 へ

氏名 (法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号
		(ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

### 2 振替日時: 納付情報送付日時

### 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由)	約 定
	1 金融機関番号エラー      4 口座情報不完全	一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
	2 整理番号等未登録      5 その他	二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
	3 重複入力	三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
	入力 訂正入力 送付登録	四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
	金融機関番号	五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
	整理番号	六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄	(不備返却事由)	受 付 印 印 鑑 照 合 検 印
	A 印鑑相違      F 住所相違	
	B 印鑑不鮮明      G 支店名相違	(口座識別番号)
	C 口座番号相違      H その他	
D 口座該当なし	( )	(認証番号)
E 名義人相違	(備考)	

(カ)又(泉)

# 国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも  
便利なキャッシュレス納付を  
ご用意しています。

## 振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等  
に係る国税を口座引落により納付する方法です。

## インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座など  
から納付する方法です。

こんな方に  
おススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出  
する必要のある方

- ✓ 申請手続は最初だけ!
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし!
- ✓ オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、  
国税庁ホームページをご確認ください。

- ✓ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、  
「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

## クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能  
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト  
から納付受託者に納付を委託する方法です。

## スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい  
納付の手段です。

- ✓ 事前手続きは不要！
- ✓ 専用サイトはこちらから ▶  
<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



**令和4年12月導入開始予定！**

詳しい情報は国税庁ホームページに今後  
掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、  
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。  
e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」  
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。  
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

## 利用可能時間



### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが  
稼働している時間となります。

### e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間  
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

## 地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入  
されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。  
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ  
しておりますので、ご覧ください。  
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

# さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



## 確定申告書等作成コーナー から

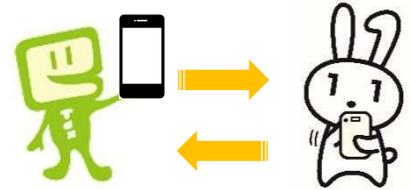
### 自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



### 自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



### 自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



## 「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要\*

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※  
いつでも

※メンテナンス時間  
を除きます

還付金



早期  
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

## 確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



こちらからアクセス！



確定申告 動画



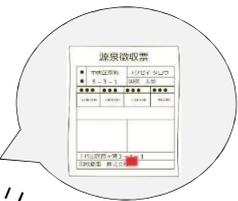
国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

# 確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



源泉徴収票の記載内容を自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーの代わりに！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダー不要！



マイナンバーカード

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



マイナポータルアプリをインストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！  
パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

# 税理士の皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

## ポイント1 添付書類は イメージデータ で送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類を イメージデータ (PDF 形式) で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

### 最新情報

**1 添付書類の見直し**：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、**添付書類の削減**を行いました。

詳しくは、「イメージデータで提出可能な添付書類」をご確認ください。

【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

**2 イメージデータ送信容量の拡大**：1 回当たりの送信容量を 8 MB から **14MB** に拡大しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を同時に送信する方法</li> <li>●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を追加で送信する方法（10 回送信まで）</li> </ul>
光ディスク等で提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法</li> </ul> <p>【参考】提出に当たっては「<u>e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項</u>」をご確認ください。</p> <p>【掲載場所】 e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告</p>



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
  - ②赤色・緑色・青色が 256 階調（24 ビットカラー）以上
  - ③目視により内容が確認可能
  - ④パスワード設定なし
- となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



## ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

### ポイント3

## 財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

（注）利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

### 利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が分かる

取得済の利用者識別番号を使用してください。

利用者識別番号が分からない  
(取得しているか不明)

利用者識別番号を取得していない

「変更等届出書」をe-Taxで送信※（税理士等による代理送信も可能）

#### 最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡します。

（注）e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「開始届出書」をe-Taxで送信※

（税理士等による代理送信も可能）

利用者識別番号が【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】  
又は  
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号をオンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

### 参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



【代理送信Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

令和5年1月  
国税庁

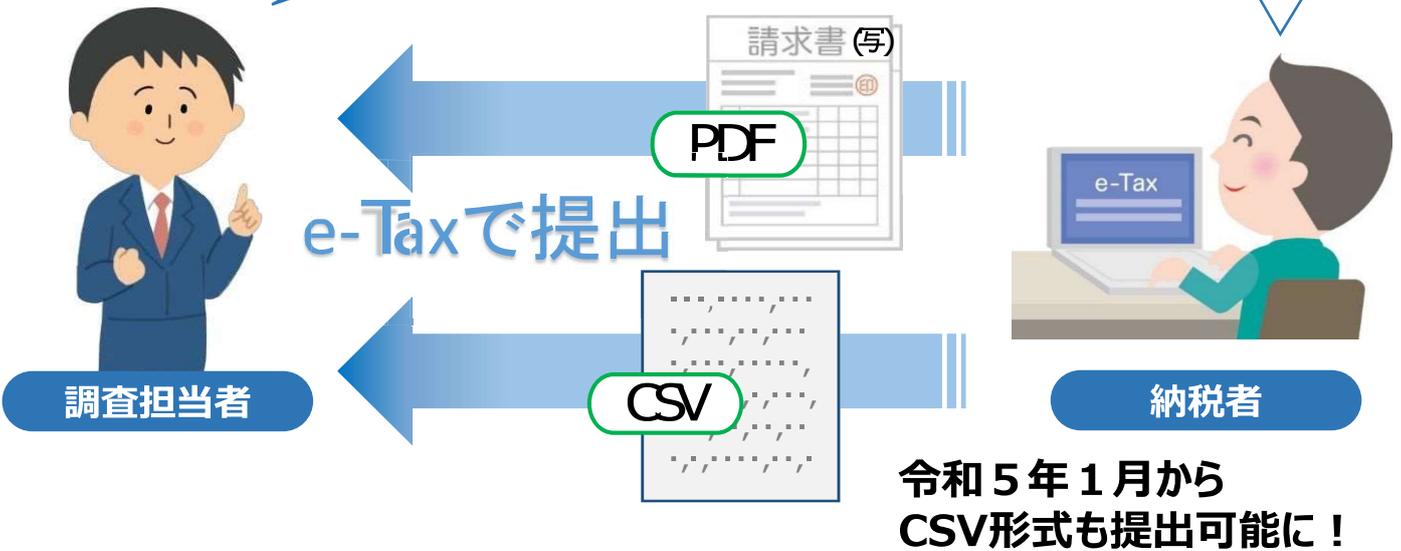
## 税務調査等で提出を求められた資料 (調査関係書類) のe-Taxによる提出

### ご利用のイメージ

〈調査・滞納整理時〉

〇〇取引に関する請求書の写しと帳簿データの提出をお願いします。

e-Taxでスムーズに提出♪



### ✓ 調査関係書類のe-Taxによる提出とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（請求書・納品書の写しや帳簿データなど）を提出する場合、書面による提出に代えてe-Taxを利用することで、データ（PDF形式・CSV形式）により、担当者（担当部署宛）へ提出することができます。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わずご利用いただけます。
- 税理士の方による代理送信も可能です。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能です。

### ✓ 対象となる書類（調査関係書類）とは

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類に限られます。

#### 【ご注意】

申告、申請・届出等（イメージデータによる提出が可能な書類を含む）といった他の手続については、所定の手続により提出してください。



別の手続で提出



## ご利用に当たって

### ➤ ご利用までの流れ

#### ① 利用前の事前準備

- ・利用者識別番号の取得  
e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号を取得する場合は、納税地を所轄する税務署長にe-Taxの開始届出書を提出する必要があります。
- ・電子証明書の取得  
調査関係書類データを送信する場合には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことを確認するため、電子署名を行っていただいております。  
なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライタ及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。
- ・e-Taxソフトのダウンロード  
調査関係書類データをe-Taxにより送信するためには、e-Taxソフトのダウンロードが必要になります。（対応している市販のソフトウェアをご利用の場合を除きます。）

#### ② PDFファイル（イメージデータ）の作成

次の方法で作成することができます。

- ・書面で保存している文書をスキャナで読み取り、PDF形式に変換する方法
- ・パソコンで作成した文書データ等をソフトウェアでPDF形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大8MB、ファイル数は136ファイルです。

PDF形式に変換する方法についてのご質問は、ご利用のスキャナ等のソフトウェアの販売元へお問い合わせください。

#### ③ CSV形式データの作成

次の方法で作成することができます。

- ・使用している会計ソフト等のデータをCSV形式で出力する方法
- ・パソコンで作成したExcelデータをCSV形式に変換する方法

※ 1送信当たりのデータ容量は最大5MB、ファイル数は136ファイルです。

#### ④ 「提出先調査部門等番号」の確認

調査関係書類データを送信する際には「提出先調査部門等番号」が必要になります。

「提出先調査部門等番号」については、調査・徴収事務担当職員から個別にお伝えいたしますので、伝えられた番号を入力の上、送信してください。

※ 「提出先調査部門等番号」の入力誤りがあった場合、担当職員にデータが到達しませんので再度ご提出いただく必要があります。

### ➤ お問い合わせについて

「提出先調査部門等番号」及び送信時の基本的な操作手順については、調査・徴収事務担当職員からご案内いたしますが、一般的なe-Taxの利用方法については、e-Taxホームページ上の「よくある質問（Q&A）」等をご参照ください。（e-Taxホームページをご覧くださいてもご不明な点がございましたら、e-Taxヘルプデスクまでお問い合わせください。）

## ご注意

**税務署または国税局の職員を騙り、書類を提出させる詐欺にご注意ください。**

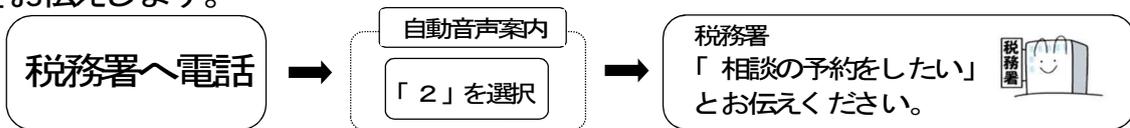
## 税務署からのお知らせ

### 来署によるご相談は 事前予約を！ お願いします

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。



### お電話の前に！！

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご利用ください！

- タックスアンサーで解決！あなたの疑問にお答えします！

国税庁HPの「タックスアンサー」にアクセス！



- その相談、チャットボットを利用してみませんか？

24 時間利用可能※メンテナンス期間を除きます。



### 年末調整に関するお知らせ

#### 【年末調整の電子化について】

年末調整手続を電子化することにより、保険料控除等の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、年末調整手続が簡便化されます。



#### 【所得税徴収高計算書の送付部数について】

年末調整の時期に送付している所得税徴収高計算書の部数を、次のとおり変更いたします。

区 分	前年まで	今年から
納期の特例の承認を受けていない場合	15 部	12 部
納期の特例の承認を受けている場合	3 部	

※ 源泉所得税の納付に便利なダイレクト納付の利用もご検討ください。

ダイレクト納付の  
詳細は裏面へ

国税の納付は、**簡単・便利な**

# ダイレクト納付 をご利用ください

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの引落としにより納税できる、便利な納付方法です。

なお、e-Taxを利用して、納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書のデータを送信することも可能です。

## 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで手続可能！

⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です。**

## 便利

- 即時又は納付日を指定して納付可能！
- 納付する際に、複数の預貯金口座から選択可能！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

⇒ **特に源泉所得税を納付している方に便利です。**

## ダイレクト納付を利用するには・・・

- 1** **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある。**  
※ 利用可能金融機関は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご確認ください。
- 2** **e-Taxの利用開始手続をする。**  
⇒ e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）から「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください。
- 3** **ダイレクト納付の利用開始手続をする。**  
⇒ 「ダイレクト納付利用届出書」に必要事項を記載し、署名・押印の上、書面で税務署に提出してください。なお、個人の方は、オンライン（e-Tax）でも提出可能です（押印不要）。  
※ ダイレクト納付が利用可能となるまで、「ダイレクト納付利用届出書」の提出から1か月程度（個人の方のオンライン提出の場合は、1週間程度）かかります。

詳細は、国税庁ホームページ「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



ダイレクト納付

検索



## 地方税 からの ご案内

「地方税共通納税システム」から、個人住民税（特別徴収分）も電子納付をすることが可能です。詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

大阪国税局・税務署